

## 北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

目的	<p>北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例(以下「旅費条例」という。)及び北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「費用弁償条例」という。)については、これまで北海道職員等の旅費に関する条例(以下「道条例」という。)を参考に独自に定め、支給事務を行ってきたところである。</p> <p>このたび、道条例の旅費の種目及び内容が、国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえて社会情勢や交通事情の変化等に適確に対応するため、大幅に見直しされた。</p> <p>当広域連合においても、道条例に準拠した規定とし、経済情勢の変化等に円滑に対応することを目的として、関係条例の改正を行うものである。</p>
概要	<p>1 旅費条例及び費用弁償条例について、道条例に準拠して旅費種目及び内容を見直しする。</p> <p>2 旅費種目及び内容の見直しの主なものは以下のとおり。</p> <p>(1) 宿泊費(旧:宿泊料) 支給金額は旅行先の区分(都道府県単位)に応じた宿泊費基準額を規則で定め、実費支給とする。</p> <p>(2) 包括宿泊費(新設) 移動と宿泊が一体となったもの(パック旅行)については、交通費の額と宿泊費基準額の合計を上限として、実費支給とする。</p> <p>(3) 宿泊手当(旧:日当) 日当を廃止し、宿泊を伴う旅行時に支給する宿泊手当を新設する。</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日から施行する。</p> <p>※ 旅費条例及び費用弁償条例における各種目の具体的な、支給基準及び支給基準額等については、別途規則で定める。</p>



令和 8 年

第 1 回定例会

議案第 1 号

北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 10 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 松 野 哲

北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（令和 3 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

(準用規定)

第 2 条 職員及び職員以外の者の旅費の種類、支給基準及び支給額その他旅費に関し必要な事項については、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和 28 年北海道条例第 38 号）（以下「道条例」という。）の例による。

(読み替規定)

第 3 条 前条に規定の適用に当たっては、道条例中「知事」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

第 4 条から第 6 条まで、第 7 条の前の見出し及び同条から第 12 条まで並びに第 13 条から第 32 条までを削り、第 33 条を第 4 条とする。

別表を削る。

(北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）の一部を次の

ように改正する。

第4条第2項を削る。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(準用規定)

第5条 前条の規定による費用弁償の額は、北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（令和3年北海道後期高齢者医療広域連合条例第1号）の規定による旅費の例による。

(北海道後期高齢者医療広域連合議会の調査、審査及び公聴会の出頭人等に係る実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 北海道後期高齢者医療広域連合議会の調査、審査及び公聴会の出頭人等に係る実費弁償に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

(北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

(北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）及び第2条の規定による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に採用された職員又は転任を命ぜられた職員が赴任の際扶養親族を移転しなかった場合において、施行日から赴任を命ぜられた日の翌日から1年を経過する日までの間に当該職員の扶養親族を移転するときにおける扶養親族移転料の支給については、なお従前の例による。
- 4 職員及び当該職員の家族（改正後の旅費条例に規定する家族をいう。以下この項において同じ。）並びに施行日後に職員となった者及びその家族が施行日前に赴任のための旅行をした場合において、施行日以後に赴任する職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員及び当該職員となった者が施行日前にした赴任は、施行日以後にする赴任とみなして、改正後の旅費条例の規定を適用する。



北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(準用規定)</p> <p>第2条 職員及び職員以外の者の旅費の種類、支給基準及び支給額その他旅費に関し必要な事項については、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号） (以下「道条例」という。) の例による。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>内国旅行</u> 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(2) <u>外国旅行</u> 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>(3) <u>出張</u> 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) <u>赴任</u> 職員がその採用に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行し、又は職員が任用解除に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁へ旅行することをいう。</p> <p>(5) <u>帰住</u> 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、職員の配偶者の父母及び祖父母並びに重度心身障害者で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(7) <u>遺族</u> 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>2 この条例で「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤庁から8キロメートル以内の地域をいうものとする。</p>
<p>(読み替規定)</p> <p>第3条 前条の規定の適用に当たっては、道条例中「知事」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員、その配偶者又は遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以</p>

下「退職等」という。) となった場合 (当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) には当該職員

- (2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員と同居していた遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費を支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、広域連合の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他広域連合が費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 (その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。) が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼 (以下「旅行命令等」という。) を次条第3項の規定により変更 (取消しを含む。以下同じ。) され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で広域連合長が定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者 (その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。) が、旅行中交通機関の事故又は天災その他広域連合長が定める事情により、概算払を受けた旅費額 (概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額) の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で広域連合長が定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 前各項 (第3項を除く。) の規定による旅費は、その全部又は一部を乗車券又は航空券の交付その他広域連合長が定める方法により支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者 (以下「旅行命令権者」という。) の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話及び郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令簿等の記載事項、様式その他の必要な事項は、広域連合長が定める。

(旅行命令簿等に従わない旅行)

- 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

- 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、移転雜費、着後宿泊料及び扶養親族移転料とする。
- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。
- 6 日当は、内国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額又は実費額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額又は実費額により支給する。
- 8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額又は定額により支給する。
- 9 移転雑費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 10 着後宿泊料は、赴任に伴う住所又は居所の移転の場合において、赴任の際やむを得ない事情により移転後の住所又は居所以外の場所に宿泊を要したときに、その宿泊した夜数に応じ1夜当たりの実費額又は定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当又は宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 在勤地又は出張地以外の地に居住し、又は私事のために滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行について、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区別して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項及び様式、前2項に規定する期間その他の必要な事項は、広域連合長が定める。

（証人等の旅費）

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、旅行命令権者が広域連合長の承認を得て定める旅費とする。

（鉄道賃）

第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 特別急行列車（普通急行列車を含む。以下この条において同じ。）を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定す

る運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する旅行に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特別急行列車を利用した旅行

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

#### (船賃)

第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃の範囲内で現に支払った運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最上級の運賃による。

#### (航空賃)

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

#### (車賃)

第18条 車賃の額は、実費額による。

2 前項の規定にかかわらず、公務について自家用の自動車（次条第2項第2号において「自家用車」という。）を使用して旅行をした場合の車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。

3 前項の車賃は、全路程を通算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを

切り捨てる。

(日当)

第19条 日当の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要により駐車料金、有料の道路の料金その他任命権者が定める費用を旅行者が負担した場合には、当該旅行者が現に支払った額を同表の定額に加算した額とする。

2 第6条第6項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる旅行においては、別表の定額による日当は、支給しない。

(1) 行程100キロメートル未満の旅行であって、次に掲げるもの

ア 日帰りの旅行

イ 赴任のための旅行であって、旅費計算上の旅行日数が1日であるもの

(2) 行程100キロメートル以上の旅行であって、次に掲げるもの

ア 公用の自動車（前条第2項に規定する場合における自家用車を含む。）のみを使用する日帰りの旅行

イ 自家用車のみを使用する赴任のための旅行であって、旅費計算上の旅行日数が1日であるもの

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。ただし、任命権者が定める旅行における宿泊料の額は、実費額（その額が同表の定額を超えるときは、同表の定額）とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を経営する者をいう。次項第1号及び第3項第1号において同じ。）により移転に伴う家財の輸送を行う場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 旧在勤地又は新在勤地のいずれかが離島（本州、北海道、四国又は九州に附属する島をいう。次項第1号ア及び第3項において同じ。）であるとき 現に当該運送事業者に支払った額（任命権者が定める費用に相当する額を除く。以下この号、次

項第1号及び第3項第1号において同じ。) (その額が5万円に満たないときは、5万円とする。以下この号、次項第1号及び第3項第1号において同じ。)

イ アに掲げるとき以外のとき 上限額37万4,000円の範囲内で現に当該運送事業者に支払った額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 定額5万円

2 前項の規定による移転料の支給があった場合において、赴任の際移転しなかった当該職員の扶養親族を、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転するときの移転料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 運送事業者により移転に伴う家財の輸送を行う場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 旧在勤地又は新在勤地のいずれかが離島であるとき 現に当該運送事業者に支払った額

イ アに掲げるとき以外のとき 現に当該運送事業者に支払った額。ただし、現に当該運送事業者に支払った額と前項(第1号アに係る部分を除く。)及びこの項(第1号アに係る部分を除く。)の規定により既に支給された額(以下この項において「既支給額」という。)との合計額が当該職員の赴任に係る上限額37万4,000円を超えるときは、当該上限額から既支給額を減じた額とする。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 定額5万円とする。ただし、既支給額と定額5万円との合計額が37万4,000円を超えるときは、37万4,000円から既支給額を減じた額とする。

3 前2項に規定するもののほか、第1項第1号アに掲げる場合において、新在勤地が離島以外の地であるとき又は当該職員の扶養親族が新在勤地以外の地に移転するときは、当該職員の扶養親族に係る移転料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 運送事業者により移転に伴う家財の輸送を行う場合 現に当該運送事業者に支払った額。ただし、現に当該運送事業者に支払った額とこの項の規定により既に支給された額との合計額が37万4,000円を超えるときは、37万4,000円から当該既に支給された額を減じた額とする。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 定額5万円とする。ただし、この項の規定により既に支給された額と定額5万円との合計額が37万4,000円を超えるときは、37万4,000円から当該既に支給された額を減じた額とする。

4 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第2項に規定する期間を延長することができる。

(移転雑費)

第22条 移転雑費の額は、定額 2 万 4,000 円とする。

(着後宿泊料)

第23条 着後宿泊料の額は、夜数に応じ 1 夜当たりの実費額とする。ただし、1 夜当たりの当該実費額が宿泊先の区分に応じた別表の宿泊料の定額を超えるときは、同表の定額とする。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、次に掲げる額の合計額

(ア) その移転の際における職員相当の宿泊料及び着後宿泊料の実費額

(イ) その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額

(ウ) その移転の際における職員相当の日当及び移転雑費の 3 分の 2 に相当する額

イ 12歳未満 6 歳以上の者については、次に掲げる額の合計額

(ア) その移転の際における職員相当の宿泊料及び着後宿泊料の実費額

(イ) その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の 2 分の 1 に相当する額

(ウ) その移転の際における職員相当の日当及び移転雑費の 3 分の 1 に相当する額

ウ 6 歳未満の者については、次に掲げる額の合計額

(ア) その移転の際における職員相当の宿泊料及び着後宿泊料の実費額

(イ) その移転の際における職員相当の日当及び移転雑費の 3 分の 1 に相当する額

(ウ) 6 歳未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する額

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、赴任の際扶養親族を移転する場合又は第21条第2項の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について同号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当及び移転雑費の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

#### (在勤地内の旅費)

第25条 在勤地内における旅行（日帰りの旅行を除く。次項において同じ。）について  
は、第19条の規定による額の日当を支給する。

2 第6条の規定にかかわらず、在勤地内における旅行については、日当のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、宿泊料
- (2) 第27条第1項第2号又は第3号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃、移転料、移転雑費、着後宿泊料又は扶養親族移転料

#### (日帰りの旅行の旅費)

第26条 日帰りの旅行における旅費は、行程4キロメートル未満の旅行については、支給しない。

#### (在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第27条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、移転雑費、着後宿泊料及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第15条、第16条及び第18条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (3) 赴任を命ぜられた職員が、公務上の必要により住所又は居所を移転した場合には、第21条から第24条までの規定による額の移転料、移転雑費、着後宿泊料又は扶養親族移転料

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項第1号の規定を適用する。

#### (退職者等の旅費)

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

#### (遺族の旅費)

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃及び車賃とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

#### (外国旅行の旅費)

第30条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の各相当規定を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職務の級は、任命権者が定める。

#### (旅費の調整)

第31条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その

他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不适当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると認める場合には、その必要とする旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第32条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(実施規定)

第4条 (略)

別表（第19条、第20条、第23条関係）

日当 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）	
	甲地方	乙地方
2,400円	12,000円	10,800円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち広域連合長が定める地域その他これらに準ずる地域で広域連合長が定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）及び第2条の規定による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に採用された職員又は転任を命ぜられた職員が赴任の際扶養親族を移転しなかった場合において、施行日から赴任を命ぜられた日の翌日から1年を経過する日までの間に当該職員の扶養親族を移転するときにおける扶養親族移転料の支給については、なお従前の例による。
- 4 職員及び当該職員の家族（改正後の旅費条例に規定する家族をいう。以下この項において同じ。）並びに施行日後に職員となった者及びその家族が施行日前に赴任のための旅行をした場合において、施行日以後に赴任する職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員及び当該職員となった者が施行日前にした赴任は、施行日以後にする赴任とみなして、改正後の旅費条例の規定を適用する。



北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行								
(費用弁償) 第4条 (略)	(費用弁償) 第4条 (略) 2 <u>前項の規定による費用弁償の額は、北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（令和3年北海道後期高齢者医療広域連合条例第1号）の規定による旅費の例による。ただし、この場合において支給する日当及び宿泊料の額は、次のとおりとする。</u> <table border="1" data-bbox="1096 420 1942 619"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日当（1日につき）</th> <th colspan="2">宿泊料（1夜につき）</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000円</td> <td>14,600円</td> <td>13,300円</td> </tr> </tbody> </table>	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		甲地方	乙地方	3,000円	14,600円	13,300円
日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）								
	甲地方	乙地方							
3,000円	14,600円	13,300円							
(準用規定) 第5条 <u>前条の規定による費用弁償の額は、北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（令和3年北海道後期高齢者医療広域連合条例第1号）の規定による旅費の例による。</u>									
(委任) 第6条 (略)	(委任) 第5条 (略)								

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）及び第2条の規定による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。



北海道後期高齢者医療広域連合議会の調査、審査及び公聴会の出頭人等に係る実費弁償に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(旅費相当額の支給) 第2条 (略) 2 前項の規定により支給する額は、派遣職員等に支給される旅費に相当する額とする。	(旅費相当額の支給) 第2条 (略) 2 前項の規定により支給する額は、派遣職員等に支給される旅費に相当する額とする。 <u>ただし、日当は、旅程にかかわらず、その全額を支給する。</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(旅費相当額の支給) 第2条 (略) 2 前項の規定により支給する額は、特別職の職員に支給される旅費に相当する額とする。	(旅費相当額の支給) 第2条 (略) 2 前項の規定により支給する額は、特別職の職員に支給される旅費に相当する額とする。 <u>ただし、日当は、旅程にかかわらず、その全額を支給する。</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(旅費相当額の支給) 第2条 (略) 2 前項の規定により支給する額は、派遣職員等に支給される旅費に相当する額とする。	(旅費相当額の支給) 第2条 (略) 2 前項の規定により支給する額は、派遣職員等に支給される旅費に相当する額とする。 <u>ただし、日当は、旅程にかかわらず、その全額を支給する。</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

目的	債務を負担する行為をすることができる事項を次のとおり定める。										
概要	<p>【債務負担行為】</p> <p>追 加</p> <p>令和8年度における次の業務について、令和7年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。</p> <table><tr><td>ア グループウェア利用料</td><td>3 7 3 千円</td></tr><tr><td>イ 事務局複合機再リース料</td><td>4 3 7 千円</td></tr></table> <p>変 更</p> <p>令和8年度における次の業務について、業務内容の追加に伴い、限度額の不足が生じるため、債務負担行為の限度額を変更する。</p> <table><tr><td>ア 広報事業業務委託</td><td></td></tr><tr><td>    補 正 前</td><td>8 6 1 千円</td></tr><tr><td>    補 正 後</td><td>1 8, 4 4 0 千円</td></tr></table>	ア グループウェア利用料	3 7 3 千円	イ 事務局複合機再リース料	4 3 7 千円	ア 広報事業業務委託		補 正 前	8 6 1 千円	補 正 後	1 8, 4 4 0 千円
ア グループウェア利用料	3 7 3 千円										
イ 事務局複合機再リース料	4 3 7 千円										
ア 広報事業業務委託											
補 正 前	8 6 1 千円										
補 正 後	1 8, 4 4 0 千円										



令和8年

第1回定例会

議案第2号

令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加及び変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和8年2月10日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 松野 哲



第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
グループウェア利用料	令和8年度	千円 373
事務局複合機再リース料	令和8年度	437

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広報事業業務委託	令和8年度	千円 861	令和8年度	千円 18,440



令和7年度

北海道後期高齢者医療広域連合  
一般会計補正予算(第2号)事項別明細書



1 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一般財源	
グルーブウェア利用料	373			令和8年度	373	0	0	373
事務局複合機再リース料	437			令和8年度	437	0	0	437

変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広 報 事 業 業 務 委 託	令和8年度	861	令和8年度	18,440



令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算  
(第2号)

目的	歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を次のとおり定める。 また、債務を負担する行為をすることができる事項を次のとおり定める。																		
概要	<p><b>【歳入】</b></p> <p>市町村の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費」等として18,356千円を市町村支出金に計上することから、財源となる調整交付金に18,356千円を計上する。</p> <p>2款 国庫支出金 2項 国庫補助金</p> <table><tbody><tr><td>補正前の額</td><td>91,983,111千円</td></tr><tr><td>補正額</td><td>18,356千円</td></tr><tr><td>計</td><td>92,001,467千円</td></tr></tbody></table> <p>～ 市町村支出金の増額に伴う財源</p> <p>(特別調整交付金 18,356千円)</p> <p>歳入合計</p> <table><tbody><tr><td>補正前の額</td><td>1,015,910,067千円</td></tr><tr><td>補正額</td><td>18,356千円</td></tr><tr><td>計</td><td>1,015,928,423千円</td></tr></tbody></table> <p><b>【歳出】</b></p> <p>市町村の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費」18,130千円、「令和6年保険料改定に係る周知広報経費」として、226千円を市町村支出金に計上する。</p> <p>3款 諸支出金 1項 市町村支出金</p> <table><tbody><tr><td>補正前の額</td><td>420,371千円</td></tr><tr><td>補正額</td><td>18,356千円</td></tr><tr><td>計</td><td>438,727千円</td></tr></tbody></table> <p>～ 特別調整交付金の増額</p> <p>(特別調整交付金 18,356千円)</p>	補正前の額	91,983,111千円	補正額	18,356千円	計	92,001,467千円	補正前の額	1,015,910,067千円	補正額	18,356千円	計	1,015,928,423千円	補正前の額	420,371千円	補正額	18,356千円	計	438,727千円
補正前の額	91,983,111千円																		
補正額	18,356千円																		
計	92,001,467千円																		
補正前の額	1,015,910,067千円																		
補正額	18,356千円																		
計	1,015,928,423千円																		
補正前の額	420,371千円																		
補正額	18,356千円																		
計	438,727千円																		

### 歳出合計

補正前の額	1, 015, 910, 067千円
補 正 額	18, 356千円
計	1, 015, 928, 423千円

### 【債務負担行為】

#### 追 加

令和8年度における次の業務について、令和7年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。

ア 標準システム運用関連事業	636, 604千円
イ 標準システム機器更改対応事業	52, 250千円
ウ 資格確認書等作成管理業務委託	44, 505千円
エ 資格確認書等制度周知チラシ印刷及び 発送管理等業務委託	78, 677千円
オ マイナンバー保険証等コールセンター 設置業務委託	8, 479千円
カ 後期高齢者医療広域連合電算処理シス テム端末賃借料	72, 468千円

#### 変 更

令和8年度における次の業務について、業務内容の精査に伴い、限度額の不足が生じるため、債務負担行為の限度額を変更する。

ア 第三者行為求償業務委託料	
補 正 前	11, 420千円
補 正 後	25, 508千円
イ 2次点検業務委託	
補 正 前	28, 008千円
補 正 後	41, 908千円

令和8年

第1回定例会

議案第3号

令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算

(第2号)

令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,356千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,015,928,423千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年2月10日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 松野 哲



第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国 庫 支 出 金		千円 336,525,240	千円 18,356	千円 336,543,596
	2 国 庫 捧 助 金	91,983,111	18,356	92,001,467
歳 入 合 計		1,015,910,067	18,356	1,015,928,423

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		千円 10,470,129	千円 18,356	千円 10,488,485
	1 市町村支出金	420,371	18,356	438,727
歳 出 合 計		1,015,910,067	18,356	1,015,928,423

第2表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度 額
標準システム運用関連事業	令和8年度	千円 636,604
標準システム機器更改対応事業	令和8年度	52,250
資格確認書等作成管理業務委託	令和8年度	44,505
資格確認書等制度周知チラシ印刷及び発送管理等業務委託	令和8年度	78,677
マイナンバー保険証等コールセンター設置業務委託	令和8年度	8,479
後期高齢者医療広域連合電算処理システム端末賃借料	令和8年度～令和11年度	72,468

## 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
第三者行為求償業務委託料	令和8年度	千円 11,420	令和8年度	千円 25,508
2次点検業務委託	令和8年度	28,008	令和8年度	41,908



令和7年度

北海道後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療会計補正予算(第2号)事項別明細書



# 1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	336,525,240	18,356	336,543,596
歳入合計	1,015,910,067	18,356	1,015,928,423

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国道支出金	地方債	その他		
3 諸 支 出 金	10,470,129	18,356	10,488,485	18,356				
歳出合計	1,015,910,067	18,356	1,015,928,423	18,356	0	0	0	

## 2 歳入

(款) 2 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 調整交付金	91,591,025	18,356	91,609,381	1 調整交付金	18,356	特別調整交付金 18,356
計	91,983,111	18,356	92,001,467			

## 3 歳出

(款) 3 諸支出金  
(項) 1 市町村支出金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 市町村支出金	420,371	18,356	438,727	18,356				18 負担金補助及び交付金	18,356	特別調整交付金 18,356
計	420,371	18,356	438,727	18,356	0	0	0			

4 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一般財源
						国道支出金	地 方 債	
標準システム運用関連事業	636,604			令和8年度	636,604	0	0	636,604
標準システム機器更改対応事業	52,250			令和8年度	52,250	0	0	52,250
資格確認書等作成管理業務委託	44,505			令和8年度	44,505	0	0	44,505
資格確認書等制度周知チラシ印刷及び発送管理等業務委託	78,677			令和8年度	78,677	61,913	0	16,764
マイナンバー保険証等コールセンター設置業務委託	8,479			令和8年度	8,479	0	0	8,479
後期高齢者医療広域連合電算処理システム端末賃借料	72,468			令和8年度～令和11年度	72,468	0	0	72,468

変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
第三者行為求償業務委託料	令和8年度	11,420	令和8年度	25,508
2次点検業務委託	令和8年度	28,008	令和8年度	41,908



## 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

目的	高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援金制度の導入、令和8年度及び令和9年度の所得割率、被保険者均等割額、賦課限度額、賦課総額の算定方法及び所得の少ない者に係る保険料の減額について所要の規定整備を行う。													
概要	<p><b>1 保険料の賦課額（第4条）</b> 被保険者に対して課する保険料の賦課額は基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。</p> <p><b>2 令和8年度及び令和9年度における基礎賦課額の所得割率及び均等割額（第8条及び第9条）</b> (基礎賦課額の所得割率及び均等割額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割率</td> <td>11.61%</td> <td>11.79%</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>59,963円</td> <td>52,953円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 令和8年度における子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び均等割額（第9条の2から第9条の6まで及び第12条の2）</b> (子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び均等割額)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>所得割率</td> <td>0.28%</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>1,364円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 保険料の賦課限度額（第10条及び第10条の2）</b> 基礎賦課額の賦課限度額を80万円から85万円に改定し、子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額は2万1千円とする。</p> <p><b>5 所得の少ない者に係る保険料の減額（第14条第1項第2号及び第3号）</b> 所得の少ない者に対して賦課する被保険者均等割額の減額について、以下のとおり改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を30万5千円から31万円に改める。</li> <li>(2) 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に改める。</li> </ol> <p><b>6 令和8年度及び令和9年度における保険料の減免の特例</b> 令和8年度及び令和9年度における保険料に限り、被保険者均等割額が7割軽減される被保険者に対し、当該軽減とは別に、基礎賦課額に係る被保険者均等割額の0.2割を減ずる。</p> <p><b>7 施行期日</b> 令和8年4月1日</p>		改定後	改定前	所得割率	11.61%	11.79%	均等割額	59,963円	52,953円	所得割率	0.28%	均等割額	1,364円
	改定後	改定前												
所得割率	11.61%	11.79%												
均等割額	59,963円	52,953円												
所得割率	0.28%													
均等割額	1,364円													



令和 8 年

第 1 回定例会

議案第 4 号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 10 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 松 野 哲

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「所得割額及び被保険者均等割額」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 18 条第 1 項第 1 号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第 99 条第 2 項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第 1 項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

第 5 条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第 1 項中「前条第 1 項」を「前条第 2 項」に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「令」という。）」を「令」に改め、「率（以下）の次に「この条、第 7 条及び第 8 条において」を加え、同項ただし書中「賦課額」

を「基礎賦課額」に改め、同項第2号中「当該」を削る。

第6条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第1項中「第4条第1項の被保険者均等割額」を「第4条第2項の基礎賦課額の被保険者均等割額」に改め、「当該」を削る。

第7条の見出し中「（）の次に「基礎賦課額の」を加え、同条中「所得割率」を「第4条第2項の基礎賦課額の所得割率」に改める。

第8条の見出し中「（）の次に「基礎賦課額の」を加え、同条中「令和6年度」を「令和8年度」に、「令和7年度」を「令和9年度の基礎賦課額」に、「11.79」を「11.61」に改める。

第9条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎賦課額の均等割額」に改め、同条中「令和6年度」を「令和8年度」に、「令和7年度」を「令和9年度の基礎賦課額」に、「52,953円」を「59,963円」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額）

第9条の2 第4条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第9条の4及び第9条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第4条、この条本文、次条から第9条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第10条の2に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

- (1) 第12条の2第2号の所得割総額
  - (2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額
- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定

する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第9条の3 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第9条の4 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第9条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.28とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額)

第9条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,364円とする。

第10条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条中「賦課額」を「基礎賦課額」に、「80万円」を「85万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第10条の2 第4条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1千円を超えることができない。

第12条の見出し中「保険料の賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条中「賦課額」を「基礎賦課額」に、「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条第1号イ中「執行に要する費用」の次に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」を、「収入の額」の次に「(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)」を加え、同条第2号中「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、同条第3号中「当該」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第12条の2 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第9条の3の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。）の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

第14条第1項第1号中「第18条第4項第1号」を「第18条第5項第1号」に改め、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令

和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(令和 8 年度及び令和 9 年度における保険料の減免の特例)

第 3 条 広域連合長は、第 14 条第 1 項第 1 号に区分する被保険者に対し、令和 8 年度及び令和 9 年度の第 4 条第 2 項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額について、それぞれその 100 分の 2 を乗じて得た額を減ずる。

2 前項の保険料の減免に關し必要な事項は、広域連合長が別に定める。



## 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第4条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第1号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。</p> <p>2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</p> <p>3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</p> <p>4 前2項の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(基礎賦課額の所得割額)</p> <p>第5条 前条第2項の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第7条及び第8条において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文及び次条から第9条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が、第10条に定める基礎賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第4条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</p> <p>2 前項の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(保険料の所得割額)</p> <p>第5条 前条第1項の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文及び次条から第9条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第10条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。</p>

(1) (略)

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第85条で定めるところにより算定した特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2～4 (略)

(基礎賦課額の被保険者均等割額)

第6条 第4条第2項の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条第3号に規定する被保険者均等割総額を施行規則第86条第2項で定めるところにより算定した特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 (略)

(基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 第4条第2項の基礎賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(基礎賦課額の所得割率)

第8条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、100分の11.61とする。

(基礎賦課額の均等割額)

第9条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、59,963円とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第9条の2 第4条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第9条の4及び第9条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第4条、この条本文、次条から第9条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第10条の2に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第12条の2第2号の所得割総額

(1) (略)

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第85条で定めるところにより算定した当該特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2～4 (略)

(保険料の被保険者均等割額)

第6条 第4条第1項の被保険者均等割額は、第12条第3号に規定する被保険者均等割総額を施行規則第86条第2項で定めるところにより算定した当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 (略)

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(所得割率)

第8条 令和6年度及び令和7年度の所得割率は、100分の11.79とする。

(被保険者均等割額)

第9条 令和6年度及び令和7年度の被保険者均等割額は、52,953円とする。

- (2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額
- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。
- 3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額）

第9条の3 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第9条の4 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率）

第9条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.28とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額）

第9条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,364円とする。

（基礎賦課額の賦課限度額）

第10条 第4条第1項の基礎賦課額は、85万円を超えることができない。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額）

第10条の2 第4条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1千円を超えることができない。

（基礎賦課総額）

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する

（保険料の賦課限度額）

第10条 第4条第1項の賦課額は、80万円を超えることができない。

（保険料の賦課総額）

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する

保険料の基礎賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第6条の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「基礎賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

（1）基礎賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア（略）

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入の額（法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。）の合計額

（2）前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる基礎賦課額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。

（3）基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

#### （子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第12条の2 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第9条の3の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

（1）子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

保険料の賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第6条の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

（1）賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア（略）

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

（2）前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。

（3）賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。）の合計額

（2）子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。

（1）当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。

（1）当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第

2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に31万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に57万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に30万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に56万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(令和8年度及び令和9年度における保険料の減免の特例)

第3条 広域連合長は、第14条第1項に区分する被保険者に対し、令和8年度及び令和9年度の第4条第2項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額について、それぞれその100分の2を乗じて得た額を減ずる。

2 前項の保険料の減免に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

## 令和8年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

目的	<ul style="list-style-type: none"><li>一般会計歳入歳出予算の総額を定める。</li><li>地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を定める。</li><li>債務を負担する行為をすることができる事項を定める。</li></ul>						
概要	<p>令和8年度一般会計予算は、次のとおり。</p> <p>歳入歳出予算の総額 3,018,018千円 一時借入金の借入れの最高額 14,000千円</p> <p>概要は、別添「令和8年度 北海道後期高齢者医療広域連合 予算の概要」及び「令和8年度 北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金一覧表（一般会計歳入歳出予算）」のとおり。</p> <p><b>【債務負担行為】</b></p> <p>令和9年度における次の業務について、令和8年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。</p> <table><tbody><tr><td>ア 事務所等清掃業務</td><td>3,564千円</td></tr><tr><td>イ 広報事業業務委託</td><td>14,175千円</td></tr><tr><td>ウ ソフトウェア利用料</td><td>5,820千円</td></tr></tbody></table>	ア 事務所等清掃業務	3,564千円	イ 広報事業業務委託	14,175千円	ウ ソフトウェア利用料	5,820千円
ア 事務所等清掃業務	3,564千円						
イ 広報事業業務委託	14,175千円						
ウ ソフトウェア利用料	5,820千円						



令和8年

第1回定例会

議案第5号

### 令和8年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和8年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,018,018千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

#### (一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、14,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 松野 哲



第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 2,919,313
	1 負 担 金	2,919,313
2 国 庫 支 出 金		7,258
	1 国 庫 補 助 金	7,258
3 財 産 収 入		1,607
	1 財 産 運 用 収 入	1,607
4 繰 入 金		84,117
	1 基 金 繰 入 金	84,117
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		5,722
	1 預 金 利 子	5,701
	2 雜 入	21
歳 入 合 計		3,018,018

歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		千円 2,972
	1 議 会 費	2,972
2 総 務 費		314,109
	1 総 務 管 理 費	313,763
	2 選 挙 費	116
	3 監 査 委 員 費	230
3 公 債 費		10
	1 公 債 費	10
4 諸 支 出 金		2,699,927
	1 他 会 計 繰 出 金	2,699,926
	2 償還金及び還付加算金等	1
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,018,018

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
事 務 所 等 清 掃 業 務	令和9年度～令和11年度	千円 3,564
広 報 事 業 業 務 委 託	令和9年度	14,175
ソ フ ト ウ エ ア 利 用 料	令和9年度	5,820

## 令和8年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・後期高齢者医療会計歳入歳出予算の総額を定める。</li><li>・地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を定める。</li><li>・債務を負担する行為をすることができる事項を定める。</li></ul>										
概要	<p>令和8年度後期高齢者医療会計予算は、次のとおり。</p> <p>歳入歳出予算の総額 1,033,202,517千円 一時借入金の借入れの最高額 21,700,000千円</p> <p>概要は、別添「令和8年度 北海道後期高齢者医療広域連合 予算の概要」のとおり。</p> <p><b>【債務負担行為】</b></p> <p>令和9年度における次の業務について、令和8年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。</p> <table><tbody><tr><td>ア 納付等関連業務委託</td><td>390,492千円</td></tr><tr><td>イ 2次点検業務委託</td><td>46,026千円</td></tr><tr><td>ウ 債権管理システム保守業務委託</td><td>2,139千円</td></tr><tr><td>エ 第三者行為求償業務委託</td><td>44,603千円</td></tr><tr><td>オ みなし健診システム開発業務委託</td><td>34,628千円</td></tr></tbody></table>	ア 納付等関連業務委託	390,492千円	イ 2次点検業務委託	46,026千円	ウ 債権管理システム保守業務委託	2,139千円	エ 第三者行為求償業務委託	44,603千円	オ みなし健診システム開発業務委託	34,628千円
ア 納付等関連業務委託	390,492千円										
イ 2次点検業務委託	46,026千円										
ウ 債権管理システム保守業務委託	2,139千円										
エ 第三者行為求償業務委託	44,603千円										
オ みなし健診システム開発業務委託	34,628千円										



令和8年

第1回定例会

議案第6号

### 令和8年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

令和8年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,033,202,517千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

#### (一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、21,700,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 松野 哲



第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 市町村支出金		千円 190,764,618
	1 市町村負担金	190,764,618
2 国庫支出金		345,075,566
	1 国庫負担金	249,051,218
3 道支出金		96,024,348
	1 道負担金	88,606,955
4 支払基金交付金		87,418,327
	1 支払基金交付金	1,188,628
5 特別高額医療費共同事業交付金		385,030,726
	1 特別高額医療費共同事業交付金	385,030,726
6 財産収入		1,052,251
	1 財産運用収入	70,265
7 繰入金		70,265
	1 一般会計繰入金	13,185,926
8 繰越金		2,699,926
	2 基金繰入金	10,486,000
9 諸収入		9,293,029
	1 繰越金	9,293,029
歳入合計		123,181
	1 預金利息	122,997
	2 雜入	183
3 延滞金、加算金及び過料		1
歳入合計		1,033,202,517

歳 出

款	項	金額
1 後期高齢者医療費		千円 1,032,694,017
	1 総務管理費	2,568,346
	2 保険給付費	1,026,459,377
	3 支払基金拠出金	3,666,294
2 公債費		15,096
	1 公債費	15,096
3 諸支出金		491,404
	1 市町村支出金	411,693
	2 償還金及び還付加算金等	79,711
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		1,033,202,517

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
給付等関連業務委託	令和9年度	千円 390,492
2 次点検業務委託	令和9年度	46,026
債権管理システム保守業務委託	令和9年度	2,139
第三者行為求償業務委託	令和9年度	44,603
みなし健診システム開発業務委託	令和9年度	34,628

(説明資料)

令和 8 年度

北海道後期高齢者医療広域連合  
予 算 の 概 要



## 令和8年度当初予算案の概要

### 1 総括

一般会計の歳入歳出総額は、30億1,801万8千円（前年度当初比（以下「前年度比」という。）5,036万円減 1.64%減）となっている。歳入の内訳は、市町村事務費負担金が96.73%を占めており、標準システム機器更改に向けた財政調整基金の積立額の減などにより、前年度と比べ減となった。

後期高齢者医療会計の歳入歳出総額は、1兆332億251万7千円（前年度比348億9,301万1千円増 3.50%増）となっている。歳入の内訳は、国庫支出金・道支出金・支払基金交付金で全体の79.24%、市町村支出金は18.46%を占めている。歳出は、保険給付費が全体の99.35%を占めており、被保険者の増加などから、前年度と比べ増となった。

#### （1）当初予算の推移

（単位：千円）

	R4	R5	R6	R7	R8
一般会計	2,185,468	3,119,046	2,583,889	3,068,378	3,018,018
伸率（%）	9.90	42.72	▲ 17.16	18.75	▲ 1.64
後期高齢者医療会計	928,242,026	952,709,002	970,346,668	998,309,506	1,033,202,517
伸率（%）	6.29	2.64	1.85	2.88	3.50
計	930,427,494	955,828,048	972,930,557	1,001,377,884	1,036,220,535

#### （2）主な施策

●医療費の適正化の推進
・医療費通知事業
・債権管理等推進事業
・後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知事業
●高齢者保健事業の充実
・保健・介護一体的実施推進事業
・後期高齢者健康診査事業
・後期高齢者歯科健康診査事業
・市町村長寿・健康増進事業等補助事業
●市町村との連携強化による被保険者等の利便性の向上
・派遣職員人件費等負担金
・標準システム運用関連事業
●住民への制度の周知
・広域連合広報事業

## 2 一般会計

### ポイント

- ① 標準システム機器更改に向けた財政調整基金積立の減額（60,000千円）
- ② 後期高齢者医療会計への事務費繰出金に標準システム端末更改に係る経費を見込む。

### 【歳入の主な増減理由】

#### 1款 分担金及び負担金

##### 1項 市町村負担金

《予算額：2,919,313千円 前年度比：129,366千円減（4.24%減）》  
医療会計における事務費の減及び財政調整基金積立金の減額による市町村からの事務費負担金の減

#### 4款 繰入金

##### 1項 基金繰入金

《予算額：84,117千円 前年度比：75,273千円増（851.12%増）》  
標準システム端末更改に係る取崩し

### 【歳出の主な増減理由】

#### 2款 総務費

##### 1項 総務管理費

###### ア 財政調整基金積立金

《予算額：101,607千円 前年度比：59,400千円減（36.89%減）》  
標準システム機器更改に向けた財政調整基金への積立額の減

### 3 後期高齢者医療会計

#### ポイント

- ① 令和8年度平均被保険者数(推計)は、令和7年度見込比1.6%増の951,937人、療養給付費等は1兆30億3,171万円(前年度比175億9,202万2千円増、1.79%増)を見込んでいる。
- ② 歳入は、療養給付費等の増加に伴い、国庫支出金84億4,331万9千円増(2.51%増)、市町村支出金165億5,045万7千円増(9.50%増)、道支出金17億9,774万2千円増(2.07%増)を見込んでいる。
- ③ 医療費の適正化及び高齢者保健事業等の推進に引き続き取り組む。

#### 【歳入の主な増減理由】

##### 1款 市町村支出金

###### 1項 市町村負担金

###### ア 保険料等負担金

《予算額：109,948,172千円 前年度比：15,142,040千円増（15.97%増）》  
保険料改定等による増

###### 1～4款 保険給付費関連

《予算額：895,514,082千円 前年度比：12,372,937千円増（1.40%増）》

療養給付費等の増加による増

（内訳）

##### 1款 市町村支出金

###### 1項 市町村負担金

###### イ 療養給付費負担金

《予算額：80,816,446千円 前年度比：1,408,417千円増（1.77%増）》

##### 2款 国庫支出金

###### 1項 国庫負担金

###### ア 療養給付費負担金

《予算額：242,449,337千円 前年度比：4,225,252千円増（1.77%増）》

###### イ 高額医療費負担金

《予算額：6,601,881千円 前年度比：283,837千円増（4.49%増）》

###### 2項 国庫補助金

###### ア 調整交付金（療養給付費等関係分）

《予算額：93,197,365千円 前年度比：3,868,757千円増（4.33%増）》

##### 3款 道支出金

###### 1項 道負担金

###### ア 療養給付費負担金

《予算額：80,816,446千円 前年度比：1,408,417千円増（1.77%増）》

###### イ 高額医療費負担金

《予算額：6,601,881千円 前年度比：283,837千円増（4.49%増）》

##### 4款 支払基金交付金

《予算額：385,030,726千円 前年度比：894,420千円増（0.23%増）》

7款 繰入金

2項 基金繰入金

ア 運営安定化基金

《予算額：10,486,000 千円 前年度比：2,374,555 千円減（18.46%減）》  
財政の年度間調整分の減

【歳出の主な増減理由】

1款 後期高齢者医療費

1項 総務管理費

ア 一般管理費

《予算額：1,246,377 千円 前年度比：188,181 千円増（17.78%増）》  
委託料等の増

イ 電算処理システム費

《予算額：1,233,299 千円 前年度比：500,540 千円減（28.87%減）》  
クラウド運用経費等の減

2項 保険給付費

ア 療養給付費等

《予算額：1,003,031,710 千円 前年度比：17,592,022 千円増（1.79%増）》  
被保険者数等の増

イ 保健事業費

《予算額：4,186,592 千円 前年度比：357,916 千円増（9.35%増）》  
被保険者数等の増による健診委託料の増

ウ 運営安定化基金

《予算額：14,021,968 千円 前年度比：13,969,793 千円増（26774.88%増）》  
財源の年度間調整分の増

## 【主な事業】

### ● 医療費の適正化の推進

#### (1) 医療費通知事業

『予算額：179,547千円 前年度比：2,405千円増（1.36%増）』

医療費の額等を通知することにより、被保険者に自らの健康への関心や後期高齢者医療制度について深く理解をしてもらうことにより、医療費適正化及び医療保険の健全な運営を図ることを目的とする。

#### (2) 債権管理等推進事業

『予算額：30,457千円 前年度比：20,417千円増（203.36%増）』

第三者行為による加害者求償権及び不正・不当利得により発生した債権について、業務委託や債権管理システムを運用することで適正に管理・徴収し、医療費の適正化を推進する。

#### (3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知事業

『予算額：3,096千円 前年度比：4,407千円減（58.74%減）』

被保険者に後発医薬品へ切り替えた場合の減額された自己負担額を通知し、後発医薬品がより安価であることの周知を行い、被保険者及び保険者の医療費負担分の軽減を図る。

### ● 高齢者保健事業の充実

#### (1) 保健・介護一体的実施推進事業

『予算額：2,536,240千円 前年度比：293,990千円増（13.11%増）』

市町村が実施している国民健康保険の保健事業及び介護保険の介護予防の事業と後期高齢者医療制度の高齢者保健事業との一体的な実施を効果的かつ効率的に進め、フレイルの進行防止等を目的として、市町村に委託して事業を実施する。

#### (2) 後期高齢者健康診査事業

『予算額：1,447,925千円 前年度比：45,043千円増（3.21%増）』

被保険者の健康状態やフレイル状態を把握し、健診結果に合わせた保健事業につなげるとともに、健診受診を通して被保険者自らが健康保持・増進に取組むことを目的として事業を実施する。

#### (3) 後期高齢者歯科健康診査事業

『予算額：202,427千円 前年度比：18,883千円増（10.29%増）』

被保険者の歯や口腔の状態を把握し、口腔機能の低下防止、肺炎等の疾病の予防及び歯周疾患を適切な医療につなげるとともに、歯科健診受診を通して被保険者自らが健康保持・増進に取組むことを目的として事業を実施する。

#### (4) 市町村長寿・健康増進事業等補助事業

『予算額：411,693千円 前年度当初比：8,678千円減（2.06%減）』

##### ◆ 長寿・健康増進事業費補助金

国の特別調整交付金等を財源として、市町村が行う後期高齢者の健康増進に資する取り組みに係る経費を補助する。

##### ◆ 高齢者保健事業特別対策費補助金

市町村における健康診査及び歯科健康診査の受診率向上に資するための取組に対して、北海道後期高齢者医療広域連合が独自に補助金を交付する。

○令和8年度各会計歳入歳出総額等

1 一般会計

歳入歳出総額 30億1,801万8千円 (前年度比 -5,036万円、-1.64%)

(歳 入)

(単位 : 千円)

科 目 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
①分担金及び負担金	2,919,313	3,048,679	▲ 129,366	市町村事務費負担金 ・医療会計事務費分の減 ・財政調整基金積立額の減
②国庫支出金	7,258	5,893	1,365	運営協議会運営経費分 制度改正周知広報経費分
③財産収入	1,607	1,007	600	財政調整基金利子収入
④繰入金	84,117	8,844	75,273	財政調整基金繰入金 機器更改経費分
⑤繰越金	1	1	0	前年度繰越金
⑥諸収入	5,722	3,954	1,768	
預金利子	5,701	3,246	2,455	歳計現金預金利子
雑入	21	708	▲ 687	複写料等
計	3,018,018	3,068,378	▲ 50,360	

(歳 出)

(単位 : 千円)

科 目 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
①議会費	2,972	2,974	▲ 2	議員費用弁償等
②総務費	314,109	385,221	▲ 71,112	
総務管理費	313,763	384,756	▲ 70,993	
一般管理費	310,853	381,741	▲ 70,888	派遣職員人件費等負担金 135,968 広域連合広報事業業務委託料 32,972 財政調整基金積立金 101,607 その他事務費 40,306
事務所管理費	2,722	2,848	▲ 126	光熱水費等
会計管理費	188	167	21	金融機関支出データ提供費用等
選挙費	116	235	▲ 119	選挙管理委員報酬等
監査委員費	230	230	0	監査委員報酬等
③公債費	10	7	3	一時借入金利子
④諸支出金	2,699,927	2,679,176	20,751	
後期高齢者医療会計繰出金	2,699,926	2,679,175	20,751	事務費繰出金
償還金及び還付加算金等	1	1	0	国庫支出金等返還金
⑤予備費	1,000	1,000	0	
計	3,018,018	3,068,378	▲ 50,360	

## 2 後期高齢者医療会計

歳入歳出総額

1兆332億251万7千円

(前年度比 +348億9,301万1千円、+3.50%)

(歳 入)

(単位 : 千円)

科 目 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
①市町村支出金	190,764,618	174,214,161	16,550,457	
保険料等負担金	109,948,172	94,806,132	15,142,040	保険料負担金 84,427,833 ・保険料改定による増
療養給付費負担金	80,816,446	79,408,029	1,408,417	保険基盤安定負担金 25,520,339 ・療養給付費等の増
②国庫支出金	345,075,566	336,632,247	8,443,319	
療養給付費負担金	242,449,337	238,224,085	4,225,252	・療養給付費等の増
高額医療費負担金	6,601,881	6,318,044	283,837	・高額療養費等の割合の増
調整交付金	95,618,798	91,698,032	3,920,766	療養給付費等分 93,197,365 ・療養給付費等の増 一体的実施事業分 1,696,945 長寿・健康増進事業等分 324,364 インセンティブ分 400,124
後期高齢者医療制度事業費補助金	405,549	392,085	13,464	健康診査事業費補助金 346,039 特別高額医療費共同事業費補助金 59,510
災害臨時特例補助金	1	1	0	
③道支出金	88,606,955	86,809,213	1,797,742	
療養給付費負担金	80,816,446	79,408,029	1,408,417	・療養給付費等の増
高額医療費負担金	6,601,881	6,318,044	283,837	・高額療養費等の割合の増
財政安定化基金交付金	1,188,628	1,083,140	105,488	
④支払基金交付金	385,030,726	384,136,306	894,420	・療養給付費等の増
⑤特別高額医療費共同事業交付金	1,052,251	823,193	229,058	
⑥財産収入	70,265	43,768	26,497	運営安定化基金利子収入
⑦繰入金	13,185,926	15,539,730	▲ 2,353,804	
一般会計繰入金	2,699,926	2,679,175	20,751	
運営安定化基金繰入金	10,486,000	12,860,555	▲ 2,374,555	・財政の年度間調整分の減
⑧繰越金	9,293,029	1	9,293,028	前年度繰越金
⑨諸収入	123,181	110,887	12,294	
預金利子	122,997	110,705	12,292	歳計現金預金利子
雑入	183	181	2	
延滞金、加算金及び過料	1	1	0	
計	1,033,202,517	998,309,506	34,893,011	

(歳 出)

(単位 : 千円)

科 目 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
①後期高齢者医療費	1,032,694,017	997,803,854	34,890,163	
総務管理費	2,568,346	2,891,322	▲ 322,976	
一般管理費	1,246,377	1,058,196	188,181	派遣職員人件費等負担金 181,534 レセプト2次点検業務委託料 41,842 資格確認書等制度周知チラシ印刷及び 発送管理等業務委託料 等 132,779 給付等関連業務委託料 326,138 給付関連通知書等発送経費 124,843 データヘルス推進事業 1,185 医療費通知事業 179,547 後発医薬品利用差額通知事業 3,096 保健事業推進強化対策事業 1,634 特定健診等データ管理手数料 60,848 債権管理等推進事業 30,457 その他一般事務費 162,474
会計管理費	88,670	99,287	▲ 10,617	
電算処理システム費	1,233,299	1,733,839	▲ 500,540	システム運用関連委託料 361,829 機器更改支援業務委託料 72,039 システム機器等賃借料 714,151 中間サーバ運用保守等負担金 54,343 その他経費 30,937
保険給付費	1,026,459,377	994,292,145	32,167,232	
療養給付費等	1,003,031,710	985,439,688	17,592,022	・被保険者数等の増
審査支払手数料	1,957,174	1,997,078	▲ 39,904	
特別高額医療費共同事業 拠出金	1,112,261	880,087	232,174	事業拠出金 1,111,761 事務費拠出金 500
葬祭費	1,758,780	1,697,880	60,900	
保健事業費	4,186,592	3,828,676	357,916	・被保険者数等の増による健診委託料の増
運営安定化基金費	14,021,968	52,175	13,969,793	・年度間調整分の増
道財政安定化基金拠出金	390,892	396,480	▲ 5,588	
傷病手当金	0	81	▲ 81	科目廃止
支払基金拠出金	3,666,294	620,387	3,045,907	
出産育児支援金	1,181,012	620,387	560,625	
子ども・子育て支援納付金	2,485,282	0	2,485,282	
②公債費	15,096	9,570	5,526	一時借入金利子
③諸支出金	491,404	494,082	▲ 2,678	
市町村支出金	411,693	420,371	▲ 8,678	市町村長寿・健康増進事業等補助金 (市町村が実施する被保険者の健康増進 事業への助成)
償還金及び還付加算金等	79,711	73,711	6,000	保険料還付金等
④予備費	2,000	2,000	0	
計	1,033,202,517	998,309,506	34,893,011	

令和 8 年度

北海道後期高齢者医療広域連合  
一般会計歳入歳出予算事項別明細書

※財源内訳欄中の一般財源は、事務費負担金（市町村負担金）及び預金利子である。



## 1 総括

## 歳入

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 分 担 金 及 び 負 担 金	2 , 9 1 9 , 3 1 3	3 , 0 4 8 , 6 7 9	1 2 9 , 3 6 6
2 国 庫 支 出 金	7 , 2 5 8	5 , 8 9 3	1 , 3 6 5
3 財 産 収 入	1 , 6 0 7	1 , 0 0 7	6 0 0
4 繰 入 金	8 4 , 1 1 7	8 , 8 4 4	7 5 , 2 7 3
5 繰 越 金	1	1	0
6 諸 収 入	5 , 7 2 2	3 , 9 5 4	1 , 7 6 8
歳 入 合 計	3 , 0 1 8 , 0 1 8	3 , 0 6 8 , 3 7 8	5 0 , 3 6 0

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年 度予 算額 の財 源内 訳			
				特 定 財 源			一般 財 源
				国道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	2,972	2,974	2				2,972
2 総 務 費	314,109	385,221	71,112	7,258		1,628	305,223
3 公 債 費	10	7	3				10
4 諸 支 出 金	2,699,927	2,679,176	20,751			84,118	2,615,809
5 予 備 費	1,000	1,000	0				1,000
歳 出 合 計	3,018,018	3,068,378	50,360	7,258	0	85,746	2,925,014

## 2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金  
(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 市町村負担金	2,919,313	3,048,679	129,366	1 事務費負担金	2,919,313	市町村事務費負担金 2,919,313
計	2,919,313	3,048,679	129,366			

(款) 2 国庫支出金  
(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 調整交付金	7,258	5,893	1,365	1 調整交付金	7,258	特別調整交付金（会議・広報事業分） 7,258
計	7,258	5,893	1,365			

(款) 3 財産収入  
(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子及び配当金	1,607	1,007	600	1 利子及び配当金	1,607	財政調整基金利子収入 1,607
計	1,607	1,007	600			

(款) 4 繰入金  
(項) 1 基金繰入金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 財政調整基金	84,117	8,844	75,273	1 財政調整基金	84,117	財政調整基金 84,117
計	84,117	8,844	75,273			

(款) 5 繰越金  
(項) 1 繰越金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 繰越金	1	1	0	1 繰越金	1	前年度繰越金 1
計	1	1	0			

(款) 6 諸収入  
(項) 1 預金利子

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 預金利子	5,701	3,246	2,455	1 預金利子	5,701	歳計現金預金利子 5,701
計	5,701	3,246	2,455			

(項) 2 雜入

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雜入	21	708	687	1 雜入	21	その他雑入 21
計	21	708	687			

## 3歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
1議会費	2,972	2,974	2				2,972	4 共済費 8 旅費 10 需用費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	221 1,705 1 185 860	
								北海道町村議会議員公務災害補償等組合負担金 費用弁償 普通旅費 食糧費 会議録調製委託料 会議室使用料	221 1,612 93 1 185 860	
計	2,972	2,974	2	0	0	0	2,972			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
1一般管理費	310,853	381,741	70,888	7,258		1,628	301,967	1 報酬	375 行政不服審査会委員報酬 情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 30 45	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
										運営協議会委員報酬 300
							3 職員手当等	1,216	通勤手当	1,216
							4 共済費	139	公務災害補償基金負担金 市町村総合事務組合負担金	78 61
							7 報償費	660	報償金	660
							8 旅費	5,668	費用弁償 普通旅費	731 4,937
							10 需用費	4,079	消耗品費 印刷製本費 修繕料 食糧費	2,816 1,101 150 12
							11 役務費	4,300	通信運搬費	4,300
							12 委託料	34,615	会議録調製委託料 職員健康診断業務委託料 広報事業業務委託料 システム運用関連業務委託料 セキュリティクラウド運用保守委託料 文書保管庫関連業務委託料	174 810 32,972 50 330 279

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
							13 使用料及び賃借料	20,920	電子複写機賃借料 O A 機器賃借料 財務会計システム賃借料 会議室使用料 文書保管庫使用料 事務所サーバー賃借料 電話機等賃借料 その他使用料・賃借料 法制システム利用料 OfficeBot利用料	1,954 5,076 2,878 500 945 3,789 1,131 1,737 1,260 1,650	
							17 備品購入費	558	事務所備品購入費	558	
							18 負担金補助及び交付金	136,716	派遣職員人件費等負担金 地方公共団体情報システム機構負担金 全国後期高齢者医療広域連合協議会分担金 情報処理 システム研修受講費負担金 北海道電子自治体共同運営協議会負担金 その他研修受講費負担金	135,968 45 60 520 10 113	
							24 積立金	101,607	財政調整基金積立金	101,607	
2 事務所管理費	2,722	2,848	126				2,722	10 需用費	1,861	光熱水費	1,861

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
								11 役務費	4 保険料	4
								12 委託料	857 事務所等清掃業務委託料 産業廃棄物収集運搬処理委託料	792 65
3 会計管理費	188	167	21				188	10 需用費	72 印刷製本費	72
								11 役務費	116 通信運搬費 手数料	115 1
計	313,763	384,756		70,993	7,258	0	1,628	304,877		

(項) 2 選挙費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 選挙管理委員会費	20	20	0				20	4 共済費	20 市町村総合事務組合負担金	20
2 広域連合議会議員選挙費	96	143	47				96	1 報酬	80 選挙管理委員報酬	80
								8 旅費	16 費用弁償	16

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
広域連合 長選挙費	0	72	72							
計	116	235	119	0	0	0	116			

(項) 3 監査委員費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 監査委員 費	230	230	0				230	1 報酬	165	監査委員報酬 165
								4 共済費	10	市町村総合事務組合負担金 10
								8 旅費	55	費用弁償 55
計	230	230	0	0	0	0	230			

(款) 3 公債費  
(項) 1 公債費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
1 利子	10	7	3				10	22 償還金、 利子及び 割引料	10 一時借入金利子 10	
計	10	7	3	0	0	0	10			

(款) 4 諸支出金  
(項) 1 他会計繰出金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者医療会計	2,699,926	2,679,175	20,751			84,117	2,615,809	27 繰出金	2,699,926 事務費繰出金 2,699,926	
計	2,699,926	2,679,175	20,751	0	0	84,117	2,615,809			

## (項) 2 償還金及び還付加算金等

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 償還金	1	1	0			1	22 償還金、利子及び割引料	1	国庫支出金等返還金 1	
計	1	1	0	0	0	1	0			

## (款) 5 予備費

## (項) 1 予備費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予備費	1,000	1,000	0			1,000	予備費	1,000	予備費 1,000	
計	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000			

## 4 給与費明細書

### 1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	64	620	0	0	620	298	918	
前年度	64	720	0	0	720	298	1,018	
比較	0	△ 100	0	0	△ 100	0	△ 100	

### 2. 一般職

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	15	0	0	1,216	1,216	78	1,294	
前年度	15	0	0	1,433	1,433	5	1,438	
比較	0	0	0	△ 217	△ 217	73	△ 144	

職員手当の内訳	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	合計 (千円)
		本年度	0	0	1,216	0	0	1,216
	前年度	0	0	1,433	0	0	0	1,433
	比較	0	0	△ 217	0	0	0	△ 217

5 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支 出 見 込 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国道支出金	地 方 債	そ の 他
事 務 所 等 清 掃 業 務	2,376	令和6年度 ～ 令和7年度	1,584	令和8年度	792	0	0	0 2,376
事 務 所 等 清 掃 業 務	3,564	-	-	令和9年度 ～ 令和11年度	3,564	0	0	0 3,564
広 報 事 業 業 務 委 託	18,440	-	-	令和8年度	18,440	0	0	0 18,440
広 報 事 業 業 務 委 託	14,175	-	-	令和9年度	14,175	0	0	0 14,175
ソ フ ト ウ エ ア 利 用 料	4,737	-	-	令和8年度	4,737	0	0	0 4,737
ソ フ ト ウ エ ア 利 用 料	5,820	-	-	令和9年度	5,820	0	0	0 5,820
グ ル ー プ ウ エ ア 利 用 料	373	-	-	令和8年度	373	0	0	0 373
事 務 局 複 合 機 再 リ ー ス 料	437	-	-	令和8年度	437	0	0	0 437
事 務 局 サ ー バ 等 貸 借 料	22,506	令和7年度	2,842	令和8年度 ～ 令和12年度	19,664	0	0	0 22,506

令和 8 年度

北海道後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療会計歳入歳出予算事項別明細書

※財源内訳欄中の一般財源は、一般会計繰入金（事務費繰入金）及び預金利子である。



## 1 総括

## 歳入

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 市 町 村 支 出 金	190,764,618	174,214,161	16,550,457
2 国 庫 支 出 金	345,075,566	336,632,247	8,443,319
3 道 支 出 金	88,606,955	86,809,213	1,797,742
4 支 払 基 金 交 付 金	385,030,726	384,136,306	894,420
5 特別高額医療費共同事業交付金	1,052,251	823,193	229,058
6 財 産 収 入	70,265	43,768	26,497
7 繰 入 金	13,185,926	15,539,730	2,353,804
8 繰 越 金	9,293,029	1	9,293,028
9 諸 収 入	123,181	110,887	12,294
歳 入 合 計	1,033,202,517	998,309,506	34,893,011

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年 度予 算額 の財 源内 訳			
				特 定 財 源			一般 財 源
				國道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者医療費	1,032,694,017	997,803,854	34,890,163	433,396,885		596,614,302	2,682,830
2 公債費	15,096	9,570	5,526				15,096
3 諸支出金	491,404	494,082	2,678	285,636		82,771	122,997
4 予備費	2,000	2,000	0				2,000
歳出合計	1,033,202,517	998,309,506	34,893,011	433,682,521	0	596,697,073	2,822,923

## 2 歳入

(款) 1 市町村支出金  
(項) 1 市町村負担金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険料等負担金	109,948,172	94,806,132	15,142,040	1 医療給付費分	107,462,890	保険料負担金 保険基盤安定負担金
				2 子ども・子育て支援納付金分	2,485,282	保険料負担金 保険基盤安定負担金
2 療養給付費負担金	80,816,446	79,408,029	1,408,417	1 療養給付費負担金	80,816,446	療養給付費負担金
計	190,764,618	174,214,161	16,550,457			

(款) 2 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 療養給付費負担金	242,449,337	238,224,085	4,225,252	1 療養給付費負担金	242,449,337	療養給付費負担金
2 高額医療費負担金	6,601,881	6,318,044	283,837	1 高額医療費負担金	6,601,881	高額医療費負担金
計	249,051,218	244,542,129	4,509,089			

## (項) 2 国庫補助金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区分	金額	
1 調整交付金	95,618,798	91,698,032	3,920,766	1 調整交付金	95,618,798	普通調整交付金 特別調整交付金 92,447,045 3,171,753
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	405,549	392,085	13,464	1 後期高齢者医療制度事業費補助金	405,549	健康診査事業費補助金 特別高額医療費共同事業費補助金 346,039 59,510
3 災害臨時特例補助金	1	1	0	1 災害臨時特例補助金	1	災害臨時特例補助金 1
計	96,024,348	92,090,118	3,934,230			

## (款) 3 道支出金

## (項) 1 道負担金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区分	金額	
1 療養給付費負担金	80,816,446	79,408,029	1,408,417	1 療養給付費負担金	80,816,446	療養給付費負担金 80,816,446
2 高額医療費負担金	6,601,881	6,318,044	283,837	1 高額医療費負担金	6,601,881	高額医療費負担金 6,601,881
計	87,418,327	85,726,073	1,692,254			

## (項) 2 財政安定化基金支出金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区分	金額	
1 財政安定化基金交付金	1,188,628	1,083,140	105,488	1 財政安定化基金交付金	1,188,628	財政安定化基金交付金 1,188,628
計	1,188,628	1,083,140	105,488			

## (款) 4 支払基金交付金

## (項) 1 支払基金交付金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区分	金額	
1 後期高齢者交付金	385,030,726	384,136,306	894,420	1 後期高齢者交付金	385,030,726	後期高齢者交付金 385,030,726
計	385,030,726	384,136,306	894,420			

## (款) 5 特別高額医療費共同事業交付金

## (項) 1 特別高額医療費共同事業交付金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区分	金額	
1 特別高額医療費共同事業交付金	1,052,251	823,193	229,058	1 特別高額医療費共同事業交付金	1,052,251	特別高額医療費共同事業交付金 1,052,251
計	1,052,251	823,193	229,058			

(款) 6 財産収入  
(項) 1 財産運用収入

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 利子及び配当金	70,265	43,768	26,497	1 利子及び配当金	70,265	運営安定化基金利子収入 70,265
計	70,265	43,768	26,497			

(款) 7 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 一般会計繰入金	2,699,926	2,679,175	20,751	1 事務費繰入金	2,699,926	事務費繰入金 2,699,926
計	2,699,926	2,679,175	20,751			

(項) 2 基金繰入金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 運営安定化基金	10,486,000	12,860,555	2,374,555	1 運営安定化基金	10,486,000	運営安定化基金繰入金(保険給付) 10,486,000
計	10,486,000	12,860,555	2,374,555			

(款) 8 繰越金  
(項) 1 繰越金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 繰越金	9,293,029		1	9,293,028	1 繰越金	9,293,029 前年度繰越金 9,293,029
計	9,293,029		1	9,293,028		

(款) 9 諸収入  
(項) 1 預金利子

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 預金利子	122,997	110,705	12,292	1 預金利子	122,997 歳計現金預金利子 122,997	
計	122,997	110,705	12,292			

(項) 2 雜入

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 第三者納付金	1	1	0	1 第三者納付金	1 交通事故等賠償金 1	
2 返納金	1	1	0	1 返納金	1 不正利得等返納金 1	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雜入	181	179	2	1 雜入	181	雇用保険収入 その他雑入
計	183	181	2			180 1

(項) 3 延滞金、加算金及び過料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 延滞金	1	1	0	1 延滞金	1	延滞金
計	1	1	0			1

## 3 歳出

(款) 1 後期高齢者医療費  
(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	1,246,377	1,058,196	188,181	209,770	180	1,036,427	1 報酬	21,066	会計年度任用職員報酬 21,066	
							3 職員手当等	9,606	期末手当 4,371 勤勉手当 3,685 通勤手当 1,550	
							4 共済費	5,769	市町村総合事務組合負担金 11 会計年度任用職員社会保険料 5,758	
							7 報償費	24	報償金 24	
							8 旅費	3,069	費用弁償 1,990 普通旅費 1,079	
							10 需用費	460	消耗品費 300 印刷製本費 160	
							11 役務費	432,731	通信運搬費 370,383 特定健診等データ管理手数料 60,848 第三者行為求償手数料 1,500	
							12 委託料	591,313	2 次点検業務委託料 41,842 給付等関連業務委託料 326,138 資格確認書等作成管理業務委託 44,505	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
										被扶養者情報集約・提供業務委託料 1,118 医療費通知作成処理業務委託料 39,705 後発医薬品利用差額通知委託料 1,521 海外療養費レセプト作成業務委託料 731 研修等運営支援業務委託料 1,634 債権管理システム保守業務委託料 1,782 資格確認書等制度周知チラシ印刷及び発送管理等業務委託 78,677 マイナンバーカードと保険証一体化に関するコールセンター設置業務委託 8,479 第三者行為求償業務委託料 25,508 みなし健診システム開発業務委託料 19,673
							13 使用料及び賃借料	99 会議室使用料 使用料及び賃借料	49 50	
							18 負担金補助及び交付金	182,240 派遣職員人件費等負担金 北海道保険者協議会負担金	181,534 320	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
										コールセンター利用負担金 231 研修受講負担金 155
2 会計管理費	88,670	99,287	10,617				88,670	11 役務費	88,670	手数料 88,670 手数料 88,670
3 電算処理システム費	1,233,299	1,733,839	500,540	2,108			1,231,191	10 需用費	538	消耗品費 538
								11 役務費	15,203	通信運搬費 15,203
								12 委託料	433,868	システム運用関連業務委託料 361,829 機器更改支援業務委託料 72,039
								13 使用料及び賃借料	714,361	システム機器等賃借料 702,073 データ使用料 210 システム機器等賃借料(標準システム機器更改対応事業) 12,078
								18 負担金補助及び交付金	69,329	中間サーバ運用保守等負担金 54,343 集約機関事業運営負担金 14,986
計	2,568,346	2,891,322	322,976	211,878	0	180	2,356,288			

## (項) 2 保険給付費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 療養給付費等	1,003,031,710	985,439,688	17,592,022	430,855,539		572,176,171		18 負担金補助及び交付金	1,003,031,710	療養給付費 918,001,035 療養費 7,232,283 高額療養費 63,013,567 訪問看護療養費 13,720,377 移送費 410 高額介護合算療養費 861,353 外来年間合算療養費 202,685
2 審査支払手数料	1,957,174	1,997,078	39,904			1,957,174		11 役務費	1,957,174	審査支払手数料 1,957,174
3 特別高額医療費共同事業拠出金	1,111,761	879,587	232,174	59,510		1,052,251		18 負担金補助及び交付金	1,111,761	特別高額医療費共同事業拠出金 1,111,761
4 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	500	500	0				500	18 負担金補助及び交付金	500	特別高額医療費共同事業事務費拠出金 500
5 葬祭費	1,758,780	1,697,880	60,900			1,758,780		18 負担金補助及び交付金	1,758,780	葬祭費 1,758,780
6 保健事業費	4,186,592	3,828,676	357,916	2,053,654		1,806,896	326,042	12 委託料	4,186,528	健康診査業務委託料 1,447,861 歯科健康診査業務委託料 202,427

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
										一体的実施推進業務委託料 2,536,240
								18 負担金補助及び交付金	64 健診費用助成金	64
7 運営安定化基金費	14,021,968	52,175	13,969,793	216,304		13,805,664	24 積立金	14,021,968	運営安定化基金積立金 14,021,968	
8 道財政安定化基金拠出金	390,892	396,480	5,588			390,892	18 負担金補助及び交付金	390,892	道財政安定化基金拠出金 390,892	
傷病手当金	0	81	81							
計	1,026,459,377	994,292,145	32,167,232	433,185,007	0	592,947,828	326,542			

## (項) 3 支払基金拠出金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 出産育児支援金	1,181,012	620,387	560,625			1,181,012		18 負担金補助及び交付金	1,181,012	出産育児支援金 1,181,012
2 子ども・子育て支援金納付金	2,485,282	0	2,485,282			2,485,282		18 負担金補助及び交付金	2,485,282	子ども・子育て支援納付金 2,485,282
計	3,666,294	620,387	3,045,907	0	0	3,666,294	0			

## (款) 2 公債費

## (項) 1 公債費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 利子	15,096	9,570	5,526				15,096	22 償還金、利子及び割引料	15,096	一時借入金利子 15,096
計	15,096	9,570	5,526	0	0	0	15,096			

(款) 3 諸支出金  
(項) 1 市町村支出金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 市町村支出金	411,693	420,371	8,678	285,636		3,060	122,997	18 負担金補助及び交付金	411,693	市町村長寿・健康増進事業等補助金 411,693
計	411,693	420,371	8,678	285,636	0	3,060	122,997			

(項) 2 償還金及び還付加算金等

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 償還金	1	1	0			1	22 償還金、利子及び割引料		1	国庫支出金等返還金 1
2 保険料還付金	79,000	73,000	6,000			79,000	22 償還金、利子及び割引料	79,000	79,000	保険料還付金 79,000
3 還付加算金	700	700	0			700	22 償還金、利子及び割引料	700	700	還付加算金 700

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
5 療養費等 還付金	10	10	0			10	22 償還金、 利子及び 割引料	10	療養費等還付金 10	
計	79,711	73,711	6,000	0	0	79,711	0			

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予備費	2,000	2,000	0			2,000	予備費	2,000	予備費 2,000	
計	2,000	2,000	0	0	0	0	2,000			

## 4 給与費明細書

### 1. 一般職

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	31	21,066	0	9,606	30,672	5,769	36,441	
前年度	31	20,803	0	9,766	30,569	5,792	36,361	
比較	0	263	0	△ 160	103	△ 23	80	

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	通勤手当	地域手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	合計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本年度	4,371	3,685	1,550	0	0	0	9,606
	前年度	4,315	3,638	1,813	0	0	0	9,766
	比較	56	47	△ 263	0	0	0	△ 160

5 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳			一般財源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国道支出金	地 方 債	そ の 他		
2 次 点 檢 業 務 委 託	41,908	-	-	令和8年度	41,908	0	0	0	41,908	
2 次 点 檢 業 務 委 託	46,026	-	-	令和9年度	46,026	0	0	0	46,026	
給 付 等 関 連 業 務 委 託	359,247	-	-	令和8年度	359,247	0	0	0	359,247	
給 付 等 関 連 業 務 委 託	390,492	-	-	令和9年度	390,492	0	0	0	390,492	
債 權 管 理 シ ス テ ム 保 守 業 務 委 託 料	2,139	-	-	令和8年度	2,139	0	0	0	2,139	
債 權 管 理 シ ス テ ム 保 守 業 務 委 託 料	2,139	-	-	令和9年度	2,139	0	0	0	2,139	
第 三 者 行 為 求 償 業 務 委 託 料	25,508	-	-	令和8年度	25,508	0	0	0	25,508	
第 三 者 行 為 求 償 業 務 委 託 料	44,603	-	-	令和9年度	44,603	0	0	0	44,603	
資 格 確 認 書 等 作 成 管 理 業 務 委 託	44,505	-	-	令和8年度	44,505	0	0	0	44,505	
資 格 確 認 書 等 制 度 周 知 チ ラ シ 印 刷 及 び 発 送 管 理 等 業 務 委 託	78,677	-	-	令和8年度	78,677	61,913	0	0	16,764	

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
マイナンバー保険証等コールセンター設置業務委託	8,479	-	-	令和8年度	8,479	0	0	0	8,479
標準システム運用関連事業	636,604	-	-	令和8年度	636,604	0	0	0	636,604
標準システム機器更改対応事業	52,250	-	-	令和8年度	52,250	0	0	0	52,250
後期高齢者医療広域連合電算処理システム端末賃借料	72,468	-	-	令和8年度 ～ 令和11年度	72,468	0	0	0	72,468
みなし健診システム開発業務委託	34,628	-	-	令和9年度	34,628	0	0	0	34,628



令和 8 年度

北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金一覧表

(一般会計歳入歳出予算)



## 令和8年度 北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金

(単位:円)

No.	市町村名	金額	No.	市町村名	金額	No.	市町村名	金額	No.	市町村名	金額
1	札幌市	948,560,000	46	長万部町	4,462,000	91	上川町	3,632,000	136	白老町	11,299,000
2	函館市	130,955,000	47	江差町	5,446,000	92	上富良野町	6,927,000	137	厚真町	4,111,000
3	小樽市	64,507,000	48	上ノ国町	4,172,000	93	中富良野町	4,204,000	138	洞爺湖町	6,508,000
4	旭川市	171,972,000	49	厚沢部町	3,659,000	94	南富良野町	2,839,000	139	安平町	5,824,000
5	室蘭市	44,928,000	50	乙部町	3,657,000	95	占冠村	2,290,000	140	むかわ町	5,906,000
6	釧路市	83,596,000	51	奥尻町	2,904,000	96	和寒町	3,498,000	141	日高町	7,623,000
7	帶広市	82,218,000	52	今金町	4,390,000	97	剣淵町	3,285,000	142	平取町	4,154,000
8	北見市	61,182,000	53	せたな町	5,967,000	98	下川町	3,348,000	143	新冠町	4,220,000
9	夕張市	6,017,000	54	島牧村	2,431,000	99	美深町	3,884,000	144	浦河町	7,554,000
10	岩見沢市	43,608,000	55	寿都町	3,190,000	100	音威子府村	1,906,000	145	様似町	3,884,000
11	網走市	18,538,000	56	黒松内町	3,042,000	101	中川町	2,407,000	146	えりも町	3,712,000
12	留萌市	12,100,000	57	蘭越町	4,177,000	102	幌加内町	2,395,000	147	新ひだか町	12,473,000
13	苫小牧市	83,510,000	58	二七コ町	4,034,000	103	増毛町	3,971,000	148	音更町	23,385,000
14	稚内市	17,771,000	59	真狩村	2,700,000	104	小平町	3,248,000	149	士幌町	4,657,000
15	美唄市	13,153,000	60	留寿都村	2,517,000	105	苦前町	3,232,000	150	上士幌町	4,193,000
16	芦別市	9,136,000	61	喜茂別町	2,758,000	106	羽幌町	5,417,000	151	鹿追町	4,222,000
17	江別市	62,306,000	62	京極町	3,163,000	107	初山別村	2,210,000	152	新得町	4,857,000
18	赤平市	7,156,000	63	俱知安町	8,631,000	108	遠別町	2,954,000	153	清水町	6,671,000
19	紋別市	12,735,000	64	共和町	4,556,000	109	天塩町	3,096,000	154	芽室町	10,710,000
20	士別市	11,871,000	65	岩内町	7,693,000	110	猿払村	2,797,000	155	中札内村	3,625,000
21	名寄市	15,160,000	66	泊村	2,481,000	111	浜頓別町	3,411,000	156	更別村	3,233,000
22	三笠市	6,366,000	67	神恵内村	2,076,000	112	中頓別町	2,520,000	157	大樹町	4,540,000
23	根室市	13,771,000	68	積丹町	2,733,000	113	枝幸町	5,541,000	158	広尾町	5,096,000
24	千歳市	46,033,000	69	古平町	3,267,000	114	豊富町	3,532,000	159	幕別町	15,288,000
25	滝川市	21,979,000	70	仁木町	3,478,000	115	礼文町	2,807,000	160	池田町	5,437,000
26	砂川市	10,781,000	71	余市町	11,497,000	116	利尻町	2,745,000	161	豊頃町	3,339,000
27	歌志内市	3,388,000	72	赤井川村	2,286,000	117	利尻富士町	2,888,000	162	本別町	5,321,000
28	深川市	13,096,000	73	南幌町	5,795,000	118	幌延町	2,644,000	163	足寄町	5,226,000
29	富良野市	12,342,000	74	奈井江町	4,511,000	119	美幌町	11,358,000	164	陸別町	2,879,000
30	登別市	26,662,000	75	上砂川町	3,245,000	120	津別町	4,182,000	165	浦幌町	4,093,000
31	恵庭市	36,124,000	76	由仁町	4,457,000	121	斜里町	7,205,000	166	釧路町	10,615,000
32	伊達市	20,018,000	77	長沼町	7,367,000	122	清里町	3,792,000	167	厚岸町	6,159,000
33	北広島市	31,986,000	78	栗山町	8,165,000	123	小清水町	4,193,000	168	浜中町	4,280,000
34	石狩市	32,225,000	79	月形町	3,380,000	124	訓子府町	4,290,000	169	標茶町	5,305,000
35	北斗市	23,469,000	80	浦臼町	2,656,000	125	置戸町	3,264,000	170	弟子屈町	5,379,000
36	当別町	9,890,000	81	新十津川町	5,343,000	126	佐呂間町	4,330,000	171	鶴居村	2,888,000
37	新篠津村	3,354,000	82	妹背牛町	3,382,000	127	遠軽町	11,948,000	172	白糠町	5,803,000
38	松前町	5,610,000	83	秩父別町	3,003,000	128	湧別町	6,251,000	173	別海町	8,435,000
39	福島町	3,815,000	84	雨竜町	2,908,000	129	滝上町	3,034,000	174	中標津町	12,155,000
40	知内町	3,893,000	85	北竜町	2,697,000	130	興部町	3,507,000	175	標津町	4,103,000
41	木古内町	4,012,000	86	沼田町	3,472,000	131	西興部村	2,189,000	176	羅臼町	3,768,000
42	七飯町	16,195,000	87	鷹栖町	5,218,000	132	雄武町	3,797,000	177	大雪地区広域連合	19,742,000
43	鹿部町	3,682,000	88	当麻町	5,348,000	133	大空町	5,239,000			
44	森町	9,309,000	89	比布町	3,770,000	134	豊浦町	3,587,000			
45	八雲町	9,581,000	90	愛別町	3,229,000	135	壯瞥町	2,974,000			
											計 2,919,313,000

### ■算出方法

均等割[10%]・高齢者人口割（75歳以上）[40%]・人口割[50%]の合計により算出

### ■高齢者人口割及び人口割における基準日等

前々年度末日（R7.3.31）の住民基本台帳による。